

認証評価制度に係るこれまでの振り返りと 今後の認証評価への期待

中山 進 司

文部科学省高等教育局大学教育・入試課企画係長

[キーワード] 認証評価、質保証システム、自己点検・評価

はじめに

我が国の公的な大学の質保証システムは、「大学設置基準」、「設置認可制度」、「認証評価制度」、「情報公表」を主たる要素として構成されており、その一角を担う認証評価制度は、大学が自らの教育研究等の状況について自己点検・評価を行うとともに、文部科学大臣の認証を受けた第三者機関(認証評価機関)による評価を定期的に受けることを大学に義務付け、評価結果を踏まえて自ら改善を図ることを促す仕組みとして、2004(平成16)年度より制度化されたものである。

2003(平成15)年まで、我が国の公的な大学の質保証システムの中核は、大学設置基準等の関係法令等に基づく設置認可審査(設置認可制度)による事前規制型であった。これは、大学の自主性・自律性を尊重し、設置認可後の大学に自律的な質保証機能が備わっていることに着目したものであり、我が国の高等教育の整備に際して、質の保証の観点から一定程度の共通性を担保する上で重要な役割を果たしてきたと評価されている。その後、国による規制を可能な限り緩和し、事前規制型から事後チェック型へと移行する我が国の行政システム全体の動きに沿った規制改革の流れも踏まえつつ、2003(平成15)年より、認可事項の縮減や届出制の導入をはじめとする設置認可制度の弾力化がなされ、併せて2004(平成16)年度より第三者評価である認証評価制度が導入されるに至っている。

認証評価には、大学等の教育研究等の総合的な状況に関する機関別評価と、専門職大学及び専門職大学院等の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況に関する分野別評価があり、前者については7年以内ごと、後者については5年以内ごとに受審することが大学に義務付けられている。機関別評価については、現在、制度の導入から起算して、7年に一度の評価の3回目となる第3期の評価が実施されており、2025(令和7)年度には第4期を迎える。

本稿では、これまでの認証評価制度に係る主な沿革を振り返るとともに、今後の認証評価への期待について以下に述べたい。

I. 大学設置基準の大綱化と自己点検・評価の導入

長らく設置認可制度を中核に据えた我が国の公的な質保証システムの転機となったのは、1980年代以降の政府による規制改革の推進である。

1984(昭和59)年から1987(昭和62)年にかけて、内閣総理大臣の諮問機関として我が国の教育全般について検討を加えた臨時教育審議会は、審議期間中に四次にわたって答申を提出した。いずれの答申においても高等教育関係事項に触れており、大学教育の充実と個性化、大学院の飛躍の充実と改革等の提言を行っているが、1986(昭和61)年4月の第二次答申で、我が国の高等教育の在り方を基本的に審議し、大学に必要な助言や援助を提供するとともに、文部大臣に勧告権を持つ恒常的な機関として「ユニバーシティ・カウンシルの創設」を提言している。この「ユニバーシティ・カウ

ンシル」については、1987(昭和62)年9月に、大学審議会という名のもと、改正された学校教育法に基づく文部大臣の諮問機関として設置され、2001(平成13)年1月の省庁再編に伴って中央教育審議会大学分科会に再編されるまで、多くの大学関係の改革・改編に係る方針を審議し、答申を提出している。その中でも設置認可制度に最も大きな影響を及ぼしたと考えられるのは、1991(平成3)年2月に答申された「大学教育の改善について」である。文部省では、この答申を受けて、同年6月に大学設置基準を改正した。いわゆる「大学設置基準の大綱化」である。当該改正は、大学設置基準の制定以来の大幅なものであった。改正点の第一は、各大学が多様で特色ある教育課程を編成することができるよう、一般教育と専門教育の科目区分の廃止など、大学教育の基本的枠組みを定めている大学設置基準を大幅に簡素化、大綱化したことである。第二は、各大学が、自らの責任において教育研究の不断の改善を図ることを促すための自己点検・評価システムを新たに導入したことである。第三は、生涯学習等に対応した履修形態の柔軟化を図るため、一部の授業科目のみを履修する科目等履修生制度、修業年限が二年以上の専修学校専門課程等大学以外の教育施設における学習成果の単位認定制度、これまで事実上行われていた昼夜開講制等について関連規定を整備したことである。これらの改正により、大学に対する規制は大きく緩和された。

他方、大学設置基準の大綱化と同時に、自己点検・評価活動の努力義務化という改革も行われている。大綱化後の大学設置基準第2条第1項に「大学は、その研究教育水準の向上を図り、当該大学の目的及び社会的使命を達成するため、当該大学における研究教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない」と規定され、続く第2項に「前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする」と定め、その実施に努めることが各大学に求められた。

その後、大学審議会が1998(平成10)年10月に答申した「21世紀の大学像と今後の改革方策について－競

争的環境の中で個性が輝く大学－」の提言を踏まえて、その翌年に大学設置基準が改正され、自己点検・評価の実施と結果の公表を義務化するとともに、点検及び評価の結果について、大学は「当該大学の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない(第2条第3項)」というように「外部評価」の制度も努力義務化された。さらに、2001(平成13)年12月に総合規制改革会議から提出された「規制改革の推進に関する第1次答申」を受け、2002(平成14)年8月に中央教育審議会が提出した答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」(以下「2002年質保証答申」という。)により、同年学校教育法等が改正され、自己点検・評価の実施と結果の公表に係る規定が法律上明示されるとともに、後述する第三者評価制度(認証評価制度)の導入に至っている。

II. 事前規制型から事後チェック型へ

1. 総合規制改革会議の提言(事前規制の緩和と事後チェック体制の整備)

総合規制改革会議から提出された「規制改革の推進に関する第1次答申」では、重点6分野の1つに「教育」を掲げ、その中で「大学や学部の設置に係る事前規制を緩和するとともに事後的チェック体制を整備するなど、一層競争的な環境を整備することを通じて、教育研究活動を活性化し、その質の向上を図っていくことが必要である」との「改革の方向」に照らして、「高等教育における自由な競争環境の整備」を挙げている。

具体的には、「大学・学部の設置規制の準則主義化」、「第三者による継続的な評価認証(アクレディテーション)制度の導入」、「学生に対するセーフティネットの整備」の3項目を挙げ、前2項目については「平成14年度中に措置(検討・結論)」することが求められた。

「大学・学部の設置規制の準則主義化」については、大学・学部等の設置、定員の変更の認可に当たり、学生教官比率、学生校舎面積比率など大学の質の確保のために最低限必要な客観的基準を明らかにするとともに、大学設置基準や大学設置・学校法人審議会審査基準など、様々な形式によって重層的に規定されている基準について、法令レベルでその一覧性を高めるよう

整理すべきであることが指摘されている。また、それぞれの基準の必要性等を十分に吟味し、例えば、施設設備や教員組織の基準において不必要なものは廃止するなど、全体として最低限必要な基準となるよう厳選するとともに、これに応じて大学設置・学校法人審議会における審査事項や手続の在り方についても軽減、簡素化を図るべきである旨の指摘がなされた。

「第三者による継続的な評価認証（アクレディテーション）制度の導入」については、大学の教育研究水準の維持向上の観点から、設置認可を受けたすべての大学に一定期間に一度、継続的な第三者による評価認証（アクレディテーション）を受けてその結果を公表すること等を義務付けるなどの評価認証制度を導入すべきであることとともに、評価認証の結果、法令違反等の実態が明らかになった場合には、文部科学大臣により是正措置等を講じることができることとすべきであることが指摘された。

以上のような「規制改革の推進に関する第1次答申」を受けて、中央教育審議会は、2002（平成14）年8月、2002年質保証答申を提出している。

2. 設置認可の弾力化・柔軟化

2002年質保証答申では、第2章に「設置認可の在り方の見直し」を当て、「国の設置認可は、大学の基本組織である学部、研究科等の新設・改廃について行うことを原則とするが」、「現在授与している学位の種類・分野を変更しない範囲内で組織改編する場合は、学部等大学の基本組織の設置であっても国の認可は不要とし、届出で足りること」とした上で、「今後引き続き認可対象とするのは大学全体で収容定員が純増する場合のみに限定し、大学全体の定員内における学部等（中略）間の定員の増減は当該大学の裁量にゆだねることによって、大学による自律的な組織編成を容易にする」ことを提言している。また、「設置審査の抑制方針の見直し」として、「大学、学部等の設置に関する審査に当たっては、現在、特定の分野を除いて抑制的に対応する方針が採られているが、（中略）大学間の自由な競争を促進するため、今後は抑制方針を基本的には撤廃すること」に加えて、現在、「首都圏、近畿圏、中部

圏における工業（場）等制限区域・準制限区域内の大学の設置等について抑制的に取り扱っているが、（中略）本年7月に工業（場）等制限法も廃止されたことを踏まえ、抑制方針を撤廃すること」を提言している。

この2002年質保証答申の内容に基づき、学校教育法が2002（平成14）年に改正され、翌2003（平成15）年に施行された。これにより、大学等の主体的・機動的な教育研究活動を促進するため、学位の種類・分野の変更を伴わない学部等の設置や大学全体での総数を伴わない収容定員の変更については、届出で足りることとされた。

また、2002年質保証答申は、「設置審査に係る基準の見直し」も提言している。「現在、大学設置審査の際に適用されている基準は、大学設置基準等の法令のほか、大学設置・学校法人審議会の審査基準や内規など様々な形式によって規定されている」との実情を踏まえた上で、「これらの基準が設置審査の最低基準であるとの観点に立って、それぞれの規定の必要性を吟味し、整理を図るとともに、こうした様々な基準の一覧性を高め、明確化を図る観点から、設置審査に係る基準を原則として告示以上の法令で規定することが必要である」と指摘したのである。当時、大学の設置認可の審査においては、学校教育法や大学設置基準等の法令の抽象的な規定を補う形で、大学設置・学校法人審議会の決定・申し合わせといった内規によって基準を定め、逐次整理されていた。これらの内規は、全て一般に公表されていたものの、それぞれの関係性が煩雑であり、一覧性が著しく低い状況であった。しかし、2002年質保証答申の指摘を受け、2003（平成15）年度施行の改正大学設置基準等において、基準の一覧性を高め、明確化を図る観点から、審議会内規において定めていた審査の基準について、告示以上の法令に規定するとともに、審議会内規は全て廃止することでその整理が図られた。具体的には、審査の一般的基準に関する内規（「審査基準要項」など6本）及び抑制方針に関する内規（「審査の取扱方針」など4本）など計11本を廃止して、最低限の基準として必要なものに限って大学設置基準や告示などに規定し直されたのである。

3. 認証評価制度の導入

2002年質保証答申では、第3章に「第三者評価制度の導入」を当て、「国による事前規制を最小限のものとし、設置後の大学の組織運営や教育研究活動などの状況を定期的に評価する体制を整備するとの観点から、様々な第三者評価機関が活動を展開している現状を踏まえ、国の関与は謙抑的としつつこれらの機関を可能な限り活用し得る新たな評価システムを整備し、大学の自主性・自律性に配慮しながらその教育研究の質の維持向上を図っていくことが必要である」として、「大学の教育研究活動などの状況について、様々な第三者評価機関のうち国の認証を受けた機関（認証評価機関）が、自ら定める評価の基準に基づき大学を定期的に評価し、その基準を満たすものかどうかについて社会に向けて明らかにすることにより、社会による評価を受けるとともに、評価結果を踏まえ大学が自ら改善を図ることを促す制度を導入する」ことを提言している。

他方、中央教育審議会は、2002年質保証答申と同日に「大学院における高度専門職業人養成について」及び「法科大学院の設置基準等について」を答申しており、専門職大学院及び法科大学院の創設とともに、高度専門職業人養成という目的に応じた教育水準の維持・向上を積極的に図るため、専攻分野ごとの第三者評価の制度化を提言している。

これらに基づき、学校教育法等が改正され、2004（平成16）年4月より、認証評価制度が導入された。この制度は、大学の教育研究の質の向上を目的として文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）が、機関別評価については7年以内ごと、分野別評価については5年以内ごとに第三者評価を行い、当該評価結果を公表することにより、大学が社会による評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて大学が自ら改善することを促すものである。こうして各大学は、自己点検・評価を踏まえた第三者評価の定期的な受審が義務付けられ、現在に至っている。

4. 認証評価制度に係る近年の改善事項

2016（平成28）年3月、中央教育審議会大学分科会は「認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）」（以下

「2016年審議まとめ」という。）を取りまとめ、その中で、同時期における大学のガバナンス改革の流れともあいまって、法令適合性等の外形的な評価項目の点検が中心となっていた実態から脱却し、効率化を図りながら真に教育研究活動の改善に生かす仕組みを構築すること等の制度改革の必要性を指摘している。これを受けて、2016（平成28）年に「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」（以下「細目省令」という。）が改正され、2018（平成30）年度より施行された。この改正により、認証評価機関が定める評価基準に共通して定めなければならない事項として、3つの方針（卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針）に関する事、教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事などが追加されるとともに、大学評価基準に定める項目のうち、内部質保証に関する事については、重点的に認証評価を行うものとされた。また、大学設置・学校法人審議会が行う設置計画履行状況等調査（通称：アフターケア（AC））との連携、ステークホルダー（高等学校や地方公共団体、民間企業等の関係者）への意見聴取が義務付けられた。さらに、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することも義務付けられた。

その後、2019（令和元）年5月には、学校教育法等が改正され、認証評価の方法について認証評価機関に大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを義務付けるとともに、適合認定を受けられなかった大学に対し、文部科学大臣が当該大学の教育研究等状況について報告又は資料の提出を求めることが規定された。さらに、細目省令が改正され、認証評価機関におけるフォローアップの対象について、適合認定を受けられなかった大学が含まれることとして、当該大学の再度評価を行うよう努めるものとされた。これらの改正事項は、2020（令和2）年度より施行された。

以上のような認証評価制度に係る近年の改善事項のうち、もっとも注目を集めたのは内部質保証の重点項目化であろう。内部質保証は、2016年審議まとめに

において「定期的な自己点検・評価の取組を踏まえた各大学における自主的・自律的な質保証への取組」と定義され、「設置後の大学の質保証の基本かつ要であり、この内部質保証が有効に機能している限りにおいては、大学としての教育研究活動の質は一定程度担保されていることが見込まれ、逆にそうでない場合は質の担保が不十分である可能性が見込まれる」とされている。他方、内部質保証の具体的な内容や方法等について、大学や認証評価機関の関係者間で議論が生じていることも承知している。しかしながら、内部質保証の具体的な内容や方法等を行政が一律に規定し、あるいは明示することは困難である。なぜならば、内部質保証の具体的な内容や方法等を一律に規定することは、その根幹である各大学の質保証に係る自主性・自律性を阻害する可能性を孕み、国の関与は謙抑的なものとする認証評価制度の趣旨に反するおそれがあるからである。

各大学においては、内部質保証の在り方について、学内外での意見交換等を密に行いつつ、より有効な方策を検討の上、自大学の教育研究水準の向上に資する取組を充実していただきたい。また、各認証評価機関においては、各大学の様々な内部質保証に係る取組について、認証評価を通じて、評価対象大学の特色ある教育研究活動の進展を後押しいただくとともに、有効な方策等を広く社会に発信いただけると幸いである。

Ⅲ. 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会による提言

1. 質保証システムの見直しの必要性

2018(平成30)年11月、中央教育審議会より、答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」が提出され、高等教育の学修者本位の教育への転換、それを実現するための質保証システムの確立の必要性が提言された。これを踏まえ、2020(令和2)年7月から、同審議会大学分科会質保証システム部会において、現行の質保証システムの検証及び具体的な改善方策に係る議論が始まり、約1年9か月にわたる議論の末、2022(令和4)年3月に「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)」(以下

「2022年審議まとめ」という。)が取りまとめられた。

2022年審議まとめでは、「大学設置基準」、「設置認可制度」、「認証評価制度」、「情報公表」を主たる構成要素とする我が国の公的な質保証システムについて、事前規制型と事後チェック型それぞれの長所を組み合わせた形で設計され、一定程度機能しているものと評価されている。他方、「学修者本位の大学教育」と「社会に開かれた質保証」の実現を検討の方針とし、「客観性の確保」、「透明性の向上」、「先導性・先進性の確保(柔軟性の向上)」、「厳格性の担保」という4つの視座に基づく同部会での議論を踏まえて質保証システムの見直しの必要性が指摘された。

この2022年審議まとめの指摘を踏まえて、同年9月に大学設置基準等の一部が改正され、同年10月に施行された。当該改正については、「教員組織」が事務職員等も含めた「教育研究実施組織」に改められたり、「専任教員」の概念が「基幹教員」に改められたりするなど、多岐にわたるものとなっているが、その詳細については、文部科学省のウェブページに掲載されている各種資料⁽¹⁾のほか、その全体的な内容を網羅的かつコンパクトに整理した一色(2022)や、2022年審議まとめに示された改正の基礎理念を踏まえて主要な改正事項を概観した海老(2023)などを参照されたい。

2. 2022年審議まとめを踏まえた認証評価制度の改善・充実

2022年審議まとめにおいて、認証評価制度についても以下の観点による改善・充実が提言されている。

認証評価制度の改善・充実の方向性

【学修者本位の大学教育の実現】

- 内部質保証について、自己点検評価結果による改善を評価し公表する形へと充実。
- 学修成果の把握・評価や、研究環境整備・支援状況の大学評価基準への追加。

【客観性の確保】

- 多様性に配慮しつつ認証評価機関の質保証に資する取組の推進。

【透明性の向上】

○各認証評価機関の評価結果の一覧性を持った公表の検討。

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

○内部質保証の体制・取組が特に優れた大学への次回評価の弾力的措置。

○法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学への法令適合性等に関する評価項目や評価手法の簡素化などの措置。等

【厳格性の担保】

○不適合の大学の受審期間を短縮化（例：3年）。

また、情報公表の仕組みについても、認証評価に関わる事項として以下の観点による改善・充実が提言されている。

情報公表制度に関する改善・充実の方向性

【学修者本意の大学教育の実現】及び【社会に開かれた質保証の実現】

○認証評価における情報公表に関する評価を実施するに当たっては、「教学マネジメント指針」において

(1)「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例

(2)学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例

のうち「大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの」と整理されたものについては、当該指針を踏まえて確認を行うこととする。

以上のような提言を踏まえ、文部科学省では、本年3月に細目省令を改正し、認証評価機関が定める評価基準に共通して定めなければならない事項として、継続的な研究成果の創出のための環境整備に関すること、学修成果の適切な把握及び評価に関することを追加しており、第4期の機関別評価が開始される2025（令和7）年度から施行される予定である。また、同月に、各認証評価機関に対して通知を発出し、その他

2022年審議まとめにおける認証評価に係る提言に基づく取組について、各認証評価機関における対応はもとより、認証評価機関連絡協議会における認証評価機関同士の意見交換等を通じて、各取組の更なる充実・推進を求めたところである⁽²⁾。各認証評価機関においては、今般の細目省令の改正について遺漏なく対応するとともに、通知を踏まえた各取組を通じて、認証評価の改善・充実に一層御尽力されたい。

IV. 今後の認証評価への期待

認証評価制度が導入されてから20年が経過し、冒頭に述べたとおり、機関別評価については、2025（令和7）年度から第4期を迎える。この間、社会において求められる人材の高度化・多様化が進展し、大学を取り巻く環境も変化し続けている。知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤となる知識基盤社会にあつては、大学が担うべき役割が一層大きくなっており、その教育・研究機能を質・量ともに充実していく必要があるとの指摘もある。そのような社会において、大学の質保証の重要性が一層高まっていることは論を俟たない。

他方、その他の各種評価も含めた負担から、評価する側と評価を受ける側の双方で「評価疲れ」を指摘する声があることも事実である。これは、評価そのものに対する労務負担が相応に大きいことに加えて、その負担に見合うような認証評価制度そのものの意義等に対する社会の理解が十分に得られていないこともその一因であるとの意見もある。

認証評価制度においては、単に認証評価機関による評価を受けることのみならず、その評価結果を社会に向けて明らかにすることにより、社会の評価を受けることも重要なプロセスの一つとなっている。文部科学省としても、認証評価制度の社会的な認知度を高めるとともに、その意義等の向上に係る取組を一層推進していくことは今後の課題であり、必要な措置を講じていくことの重要性を認識しているところである。

一方で、各認証評価機関においても、それぞれの大学評価基準の持つ特性や強みを生かし、評価対象大学の特色ある教育研究活動の進展に資する評価を推進す

るとともに、社会に対する一層のアピールを通じて認証評価制度の社会的な認知度や意義等の更なる向上に貢献いただけると幸いである。また、その評価に係る負担軽減についても、評価を受審する大学の関係者等との密な意見交換等を通じて、一層の創意工夫を図ることを期待する。加えて、認証評価の対象となる大学と同様に、自己点検・評価を適切に行い、その結果を公表することにより、自機関が実施する認証評価の適正性の確保に努め、自らに対する社会的な評価を踏まえた改善活動の充実を図りたい。

【注】

(1) 文部科学省「令和4年度大学設置基準等の改正について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00001.htm

(最終アクセス日：2024(令和6)年5月28日)

(2) 「『新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)』を踏まえた各認証評価機関における取組の充実等について(依頼)」(令和6年3月29日付け5文科高第2306号文部科学省高等教育局長通知)にて、各認証評価機関に対し、以下7つの事項について対応を依頼。他方、同日付で各大学等に対して事務連絡を发出し、認証評価機関による評価の結果、適合認定を受けられなかった場合は、当該評価において改善が必要とされた事項の速やかな改善を図り、再度評価を受け、適合と認定されるよう要請している。

1 内部質保証について、自己点検評価の体制が整っているだけでなく、自己点検評価の結果により、どのような改善がなされたかについても評価の対象とするとともに、その結果を公表すること。

2 他機関の評価委員会や実地調査への職員の陪席、合同研修等の充実など、認証評価機関の質保証の更なる充実に資する取組を検討するとともに、その検討結果の速やかな実施に努めること。

3 評価対象大学等において、内部質保証体制が

整っており、その体制に即した取組がなされていると判断される場合には、次回の評価においてその体制や取組が維持・向上されていることを確認しつつ、評価項目や評価手法を簡素化するなどの弾力的な措置について検討するとともに、その検討結果の速やかな実施に努めること。

4 学校教育法や学校教育法施行規則、大学設置基準等の法令に対する適合性の評価に当たり、評価対象大学等のウェブサイト当該情報が公表されている場合には、評価対象大学等に対してそのURLの提示を求めることにより、その根拠資料の提出を免除するなど、法令適合性に関する評価項目や評価手法の簡素化に係る取組の更なる充実を推進すること。

5 機関別評価において、分野別評価における評価結果を効率的に活用するなど、大学等が評価を受審するに当たっての負担の軽減に資する取組を一層推進すること。

6 評価の結果、適合認定を受けられなかった大学等に対して、当該大学等の教育研究水準の向上に資するよう、再度評価を受けることを推奨すること。

7 評価基準に定める「教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること」に係る評価に当たっては、中央教育審議会大学分科会が令和2年1月に取りまとめた「教学マネジメント指針」において、「『卒業認定・学位授与の方針』に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例」及び「学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例」のうち、「大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの」と整理されたものを踏まえて実施することが望ましいこと。

【参考文献】

一色潤貴「令和4年度大学設置基準等の改正等について－学修者本位の大学教育の実現について－」『IDE 現代の高等教育』No.645、2022年、pp.56-59

- 海老洋太「令和4年度大学設置基準改正のポイント－改正の理念的基礎から見た主要事項の概観－」『IDE現代の高等教育』No.652、2023年、pp.54-57
- 総合規制改革会議『規制改革の推進に関する第1次答申』、2001年
- 大学審議会『大学教育の改善について』、1993年
- 大学審議会『21世紀の大学像と今後の改革方策について－競争的環境の中で個性が輝く大学－（答申）』、1998年
- 中央教育審議会『大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）』、2002年
- 中央教育審議会『大学院における高度専門職業人養成について（答申）』、2002年
- 中央教育審議会『法科大学院の設置基準等について（答申）』、2002年
- 中央教育審議会『2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）』、2018年
- 中央教育審議会大学分科会『認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）』、2016年
- 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会『新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）』、2022年
- 文部科学省『学制百五十年史』、2022年